

計算書類に対する注記（法人本部拠点区分拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法を採用しております。
しかし、当年度の棚卸資産は金額が僅少のため、重要性の原則に基づき計上していない。

(2) 固定資産の減価償却の方法

構築物、器具及び備品－一定額法を採用している。

(3) 引当金の計上基準

①徴収不能引当金
金銭債権がないため、計上していない。

②賞与引当金

職員に対する賞与の支給がないため、計上していない。

③退職給付引当金

退職金規程の定めがないため、計上していない。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(5) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

「該当なし」

3. 採用する退職給付制度

当期は退職金規程が整備されていないため、該当なし。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
当拠点区分において、作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

(1) 法人本部、おおさか作業所、グループホーム有明の里 拠点計算書類
(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3(10)）

(3) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3(11)）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	1,210,000	0	0	1,210,000
建物	3,894,482	0	200,943	3,693,539
合計	5,104,482	0	200,943	4,903,539

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
「該当なし」

7. 担保に供している資産

「該当なし」

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	4,784,372	1,090,833	3,693,539
小計	4,784,372	1,090,833	3,693,539
その他の固定資産			
構築物	868,069	311,054	557,015
器具及び備品	331,880	29,120	302,760
小計	1,199,949	340,174	859,775
合計	5,984,321	1,431,007	4,553,314

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

「該当なし」

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

「該当なし」

計算書類に対する注記（おおさか作業所拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法を採用しております。
しかし、当年度の棚卸資産は金額が僅少のため、重要性の原則に基づき計上していない。

(2) 固定資産の減価償却の方法

建物、建物附属設備、車両運搬具、器具及び備品——定額法を採用している。

(3) 引当金の計上基準

① 徴収不能引当金

徴収不能引当金の繰入額に関する明細書に基づき当期に帰属する額を計上している。

② 賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

③ 退職給付引当金

退職金規程の定めがないため、計上していない。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(4) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

「該当なし」

3. 採用する退職給付制度

当期は退職金規程が整備されていないため、該当なし。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
「該当なし」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	24,199,380	0	1,157,544	23,041,836
合計	24,199,380	0	1,157,544	23,041,836

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

「該当なし」

7. 担保に供している資産

「該当なし」

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	25,164,000	2,122,164	23,041,836
小計	25,164,000	2,122,164	23,041,836
その他の固定資産			
建物	2,150,385	421,605	1,728,780
車両運搬具	1,876,690	1,295,900	580,790
器具及び備品	213,840	124,988	88,852
小計	4,240,915	1,842,493	2,398,422
合計	29,404,915	3,964,657	25,440,258

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	6,282,606	9,976	6,272,630
合計	6,282,606	9,976	6,272,630

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
「該当なし」

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
「該当なし」

計算書類に対する注記（グループホーム有明の里拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法を採用しております。
しかし、当年度の棚卸資産は金額が僅少のため、重要性の原則に基づき計上していない。

(2) 固定資産の減価償却の方法

建物、建物附属設備、車両及び運搬具、器具及び備品——一定額法を採用している。

(3) 引当金の計上基準

① 徴収不能引当金

徵収不能引当金の繰入額に関する明細書に基づき当期に帰属する額を計上している。

② 賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

③ 退職給付引当金

退職金規程の定めがないため、計上していない。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(4) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

引き続き通常の貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

「該当なし」

3. 採用する退職給付制度

当期は退職金規程が整備されていないため、該当なし。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
「該当なし」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

「該当なし」

7. 担保に供している資産

「該当なし」

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

その他の固定資産	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	12,662,600	2,293,280	10,369,320
車両及び運搬具	300,000	45,925	254,075
器具及び備品	2,157,770	1,476,597	681,173
小計	15,120,370	3,815,802	11,304,568
合計	15,120,370	3,815,802	11,304,568

9. 債権額、徵収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徵収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徵収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	5,395,249	44,696	5,350,553
合計	5,395,249	44,696	5,350,553

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
「該当なし」
11. 重要な後発事象
「該当なし」
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
「該当なし」